

国家公務員

中途採用者選考試験の概要

(再チャレンジ試験)

行政(一) 1級の係員等を採用するための試験

人事院及び各府省では、以下のとおり国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）を行う予定です。

▶募集が見込まれる試験の区分等

※ 申し込むことができる「試験の区分」は一つに限ります。

試験の区分	仕 事 の 内 容	試験日程A
行政事務	国の官署において、一般の事務又は技術的な業務に従事します。	
税務	税務署などにおいて、国税の賦課・徴収等の事務に従事します。	
機械	地方運輸局などにおいて、自動車の検査、整備事業の指導等の技術的業務に従事します。	
土木	地方整備局などにおいて、河川、道路、公園など社会資本整備に関する調査・計画・管理及び工事の監督・指導等の技術的業務に従事します。	
林業	全国の森林管理局などにおいて、森林の保護・管理、造林等の森林施業及び指導等の技術的業務に従事します。	試験日程B
皇宮護衛官	天皇皇后両陛下・皇族各殿下の護衛と皇居・御所等の警備に従事します。	
刑務官 ・刑務A(男子) ・刑務B(女子)	刑務所、拘置所等に配置され、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、保安警備に従事します(刑務Bの場合は、主として女子収容施設に配置されます)。	
入国警備官	全国の入国者収容所及び各地方入国管理局などにおいて、不法残留者の摘発、被収容者の処遇、送還などに従事します。	

▶受験資格◀ 昭和42年4月2日～昭和53年4月1日生まれの者

▶採用予定数等◀ 全区分合計で100名程度

(詳細については、**5月中旬配布予定の受験案内**を参照してください。)

▶採用予定日◀ 採用はおおむね平成20年4月1日になります。

▶試験日程・試験種目◀

☆ 試験日程は、試験の区分によって次の試験日程A又はBのどちらかとなります。

試験日程A 行政事務、税務、機械、土木、林業の各区分

試験日程B 皇宮護衛官、刑務官、入国警備官の各区分

受付予定期間		平成19年6月26日(火)～7月3日(火)		
日程	選考過程	実施予定日	試験種目	結果発表予定日
試験日程A	第1ステージ	平成19年9月9日(日)	・教養試験(多肢選択式)：(全区分) ・適性試験(多肢選択式)：(行政事務、税務区分) ・作文試験：(行政事務、税務区分) ・専門試験(多肢選択式)：(機械、土木、林業区分)	(第1ステージ通過者発表) 平成19年10月下旬
	第2ステージ (各府省で実施)	平成19年11月上旬から	・採用面接：(全区分) ・身体検査：(税務区分) ※防衛省では区分にかかわらず身体検査が実施されます。	(合格者発表) 平成19年11月下旬
試験日程B	第1ステージ	平成19年9月9日(日)	・教養試験(多肢選択式)：(全区分) ・作文試験：(全区分)	(第1ステージ通過者発表) 平成19年10月中旬
	第2ステージ (各府省で実施)	平成19年10月中下旬	・採用面接：(全区分) ・身体検査：(全区分) ・身体測定：(全区分) ・体力検査：(全区分)	(合格者発表) 平成19年11月下旬

※ 第1ステージの試験問題は、**高等学校卒業程度**のレベルの問題が出題されます。
なお、参考として、「受験案内」に例題を掲載する予定です。

この試験を受けられない者

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 日本国籍を有する者であっても外国の国籍を有する者は、外務公務員になることができません。

▶給与◀

- 1 採用当初の給与は、採用前の経歴により異なりますが、例えば、高等学校卒業後、30歳で採用された場合（行政職俸給表（一）1級）であれば、17.5万円～24万円程度（東京都特別区内に勤務する場合）となります。（平成19年4月1日現在）
- 2 上記のほか次のような諸手当が支給されます。
扶養手当……扶養親族のある者に、配偶者月額13,000円、子1人につき6,000円等
住居手当……借家（賃貸のアパート等）に住んでいる者等に、月額最高27,000円
通勤手当……交通機関を利用している者等に、1箇月当たり最高55,000円
期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）……1年間に俸給などの約4.45月分
(参考) 上記1の例で、扶養親族が配偶者及び子1人の場合、月収額は約19.5万円～26万円程度（通勤手当は別途支給）、年収額は約320万円～420万円程度になります。

▶勤務時間・休暇◀

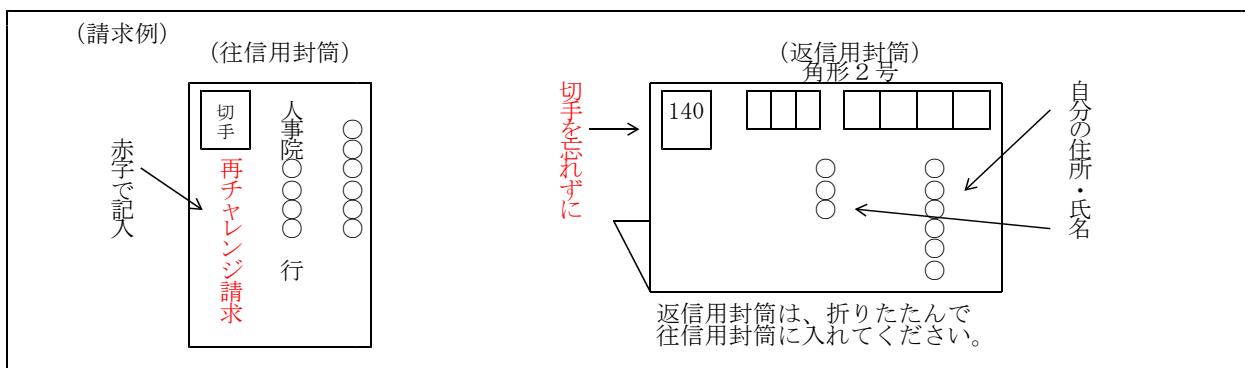
1週40時間勤務、週休2日制

休暇には、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）、介護休暇があります。

▶受験案内等の請求先◀（受験案内及び申込用紙の配布は5月中旬の予定）

この試験の受験案内と申込用紙は、5月中旬以降、下記の受験案内等請求先に請求してください。

請求には、「140円の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号・A4判）」を同封してください。



受験案内等請求先	所在地	電話番号
人事院北海道事務局	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目	電話 (011) 241-1248 FAX (011) 281-5759
人事院東北事務局	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23	電話 (022) 221-2022 FAX (022) 267-5315
人事院関東事務局	〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1	電話 (048) 740-2006～8 FAX (048) 601-1021
人事院中部事務局	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1	電話 (052) 961-6838 FAX (052) 961-0069
人事院近畿事務局	〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60	電話 (06) 4796-2191 FAX (06) 4796-2188
人事院中国事務局	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30	電話 (082) 228-1183 FAX (082) 211-0548
人事院四国事務局	〒760-0068 高松市松島町1-17-33	電話 (087) 831-4765 FAX (087) 831-5315
人事院九州事務局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1	電話 (092) 431-7733 FAX (092) 475-0565
人事院沖縄事務所	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15	電話 (098) 834-8400 FAX (098) 854-0209

▶この試験の問い合わせ先等◀

人事院人材局企画課制度班 〒100-8913 千代田区霞が関1-2-3 電話 (03) 3581-5311内2311

(03) 3581-0755(直通)

FAX (03) 3581-6755

この試験に関する詳細情報は、人事院ホームページ (<http://www.jinji.go.jp/>) でも順次掲載していきます。